

医療・介護・保育における法人制度改革法案

【医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

現行では、民間による医療の事業は主として医療法人が、介護・保育関係の事業は主として社会福祉法人がそれぞれ担っているが、社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっている。

→ この課題に対処するため、医療、介護及び保育に係る事業を經營する法人に係る制度の改革を行う必要がある。

I 国は、次の施策その他の医療、介護及び保育に係る事業を經營し、又は經營しようとする法人について社会経済情勢の変化に対応した適切な經營形態を選択することができるようにするための施策を講ずるものとする。

1 医療、介護及び保育に係る事業を經營する法人に係る次の事項に関する施策

- ① 持分あり社団医療法人の株式会社化
- ② 持分なし医療法人・社会福祉法人の分社化
- ③ 持分なし医療法人・社会福祉法人の解散の円滑化

2 医療、介護及び保育に係る事業への株式会社の参入を阻害する障壁の除去に関する施策（法律上の直接の障壁については、医療法等の一部を改正する法律案により措置）

II 国は、医療、介護及び保育に係る事業を經營する法人に係る財政援助の制度、税制等の見直しその他の同種の医療、介護及び保育に係る事業を經營する法人間における經營条件の公平性を確保するための施策を講ずるものとする。

→ I 及び II の施策に係る法制上の措置等は、施行後 3 年以内に講ぜられるものとする。（※施行期日：公布の日）

<適切な經營形態の選択のための施策のイメージ>

